

小金井市立南中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

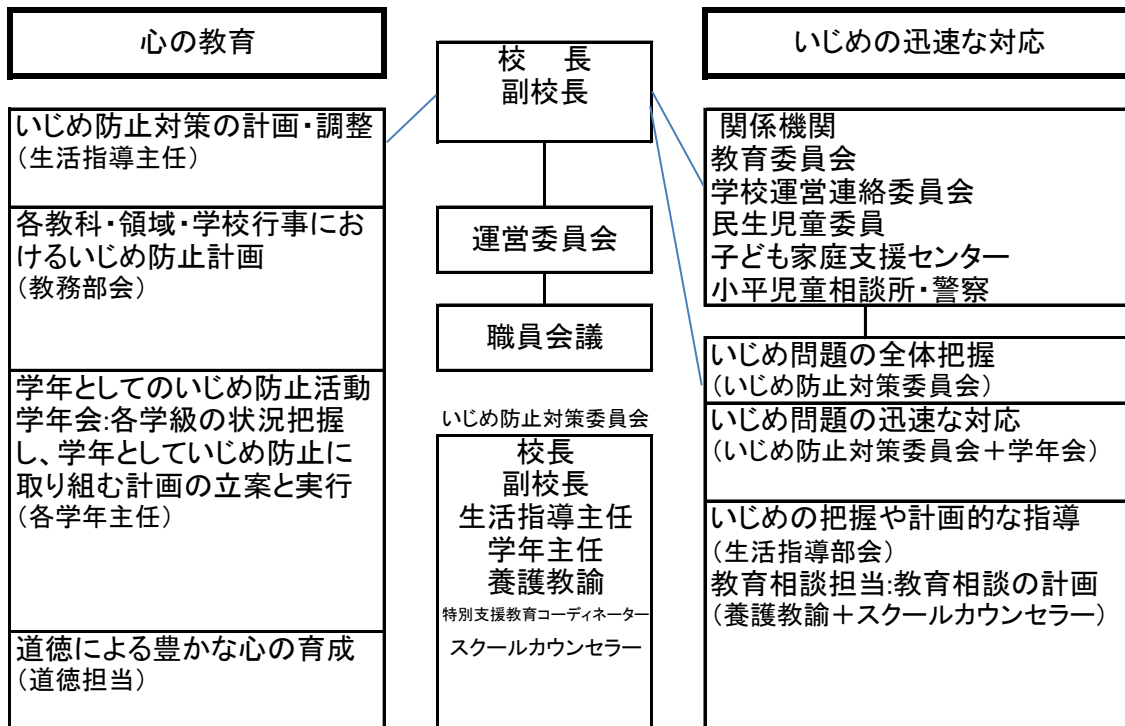
(1) いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童が在籍する学校、在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものを定義する。
(いじめ防止対策基本法)より

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教員で共有する。そして、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめ撲滅に向けた未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 南中学校 いじめ防止等の対策のための組織



3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営の充実

- ① 集団内での役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団作りの取り組みを行う。
- ② コミュニケーション能力を高めるために言語活動を活発化する授業を実施したり、「いじめアンケート」の結果を生かしたりして、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ③ 学年での共通理解を深めるため、報告・連絡・相談を密にして生徒の指導にあたる。
- ④ 「わかる・できる・活かす」授業の実践に努め、生徒一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実をはかる

- ① 学校の全教育活動を通して、道徳教育を実践する。人権尊重の精神や思いやりの心等を育む。
- ② 道徳の時間を通して、生徒の自己肯定感などを育む。
- ③ 日頃から挨拶や言葉遣いの方に対して全校体制で取り組む。
- ④ 「命の大切さ」を実感できる体験活動を多く取り入れる。

(3) 相談体制の整備

- ① いじめの実態把握アンケートの結果に対して、考察と対応策を考える。学級の問題点、教員の観察などを生活指導部全体の理解を図る。
- ② 生徒理解を深める教職員の研修を行う。
- ③ スクールカウンセラーや支援員等との相談を行い、専門的な見識を高め、生徒一人一人の理解を深める。

(4) インターネット等のいじめに対する対策

- ① 生徒のインターネットの使用状況の実態を把握しSNSに関する情報モラル教育を行う等速やかに対応する。
- ② 最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に対して、講演会や懇談会等を通して積極的に理解を深めてもらう。その際、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのマナーづくり等の協力を得るように努める。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① 小学校との情報交換に努め、生徒理解を深める。

4 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) 校内連携体制の充実
小さいいじめのサインを見逃さないため、きめ細やかな情報交換を教職員相互に図っていく。
- (2) 保護者や地域、関係諸機関との連携
生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて教育相談所、子ども家庭支援センター・民生児童委員、児童相談所等の関係諸機関と連携し、課題解決に努める。
- (3) 毎学期「いじめアンケート」の実施
毎学期に「いじめアンケート」を実施する。また、「生活リズムアンケート」なども含め、生徒一人一人と直接話をする事により、思いをくみ取る。また、随時、保護者との面談を行う。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長・副校長に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) 双方から話を聞く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつき合わせ矛盾がないかしっかり整理する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (4) いじめをやめさせ、再発防止をするため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を行う。
それとともにいじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要と認められる時は、保護者と連携し一定期間、別室での学習を行うなど措置を講ずる。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われる事案に対しては、市教育委員会及び小金井警察署等に報告し、対応する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより、生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められた場合
 - ② いじめにより生徒が相当の間、学校を欠席する。(年間30日間を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
 - ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するために、関係諸機関との適切な連携を図る。
 - ③ 関係者の個人情報に十分配慮する必要がある。
 - ④ 上記、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。